

令和 8 年度税制改正 個人事業者に係るおもな項目

青色申告会の税制改正要望が実現しました

 青色申告会

1. 青色申告特別控除の見直し（令和 9 年分からの適用です）

成果 1

青色申告特別控除の上限額を 75 万円に引き上げや簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。見直し後の概要は次のとおりです。

対象者	記帳方法		申告方法		控除の 上限額
	手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出	
▶事業所得者 ▶事業的規模の不動産所得者	—	◎※1	○	—	75 万円
	○	○	○	—	65 万円
	○	○	—	○	10 万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	○	○	○	○	10 万円
▶事業所得者または不動産所得者で前々年の収入金額が 1,000 万円以下の方※2 ▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿で記帳できる方が限定されます※3		○	○	10 万円

※1 ◎印は、⑦優良な電子帳簿(訂正削除履歴等)または①請求書データ等との自動連携のいずれかに対応する会計ソフトに限定され、75 万円控除の適用を受ける所得税の法定申告期限までに、税務署に所定の届出書を提出する必要があります(改正前の 65 万円控除等の適用を受けるために⑦の届け出が済んでいる方は再提出不要)。ただし、こうした条件を満たしても、申告方法が電子申告ではなく、書面提出とした場合は 10 万円控除になります。

※2 事業所得と不動産所得の両方がある方は、いずれも前々年の収入金額が 1,000 万円以下でなければいけません。

※3 令和 9 年分以後は、前々年の収入金額が 1,000 万円を超えるために複式簿記での記帳を求められる方が簡易帳簿で記帳すると、青色申告特別控除が適用できません。

2. インボイス制度の経過措置の延長

成果 2

- ① 納税額を売上税額の 2 割とする 2 割特例 (令和 8 年分まで) は、個人事業者に限って、割合を 3 割として 2 年延長されました。令和 9 年分と 10 年分の申告で適用できます。
- ② インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置 は、控除可能割合が次のとおり見直され、適用期間が延長されました。

	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで	80%控除
改正後	令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで	70%控除
	令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで	50%控除
	令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで	30%控除

3. 個人版事業承継税制の申請期限の延長

成果 3

青色申告をしている個人事業者の事業承継で相続税や贈与税の負担を全額猶予・免除する個人版事業承継税制は、事業承継計画の提出期限が令和 10 年 9 月 30 日まで延長されました。

(裏面参照)

4. 基礎控除の額の見直し（個人住民税は改正されません）

基礎控除の額が、次のとおり見直されました（居住者に限ります）。

合計所得金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	62万円

※1 合計所得金額2,350万円超の場合は、見直しがありません。

※2 合計所得金額2,350万円以下の非居住者の基礎控除の額は、一律62万円です。

※3 令和10年分の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

5. 給与所得控除の額の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与所得控除の額が、次のとおり見直されました。

給与等の収入金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
190万円以下	65万円	74万円	収入金額×30%+8万円(69万円以下の場合は69万円)
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円		

※1 給与等の収入金額220万円超の場合は、見直しがありません。なお、上記の金額は居住者に適用されるものです。

※2 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。

※3 令和10年分の給与所得控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

6. ひとり親控除の額の引き上げ（令和9年分からの適用です）

ひとり親控除の額が38万円（現行35万円）に引き上げられました。

※ 個人住民税では33万円（現行30万円）に引き上げられ、令和10年度分から適用されます。

7. 扶養控除等の所得要件の見直し（個人住民税も改正されます）

基礎控除の額の見直しにより、扶養控除等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	62万円以下
勤労学生	85万円以下	89万円以下

※1 個人住民税への適用は、令和9年度分からになります。

※2 ひとり親の生計を一にする子の所得要件は、総所得金額等の合計額です。

8. その他

① 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、取得価額を40万円（現行30万円）未満に引き上げ、令和11年3月31日まで延長されました。なお、適用できる取得価額の年間合計額は300万円に変更ありません。

② 国民年金保険料および国民年金基金掛金の控除証明書について、その内容を明細書に記載して提出することで確定申告書への添付・提示が省略できるようになりました。